○厚生労働省令第百十三号

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)第二十七条第一項及び第百条第一項の規定に基づき、労

働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則 (昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

$\overline{}$
傍
線
部分
ガは
改
正
部
分

第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有するの。(略)	第五百七十七条の二の二 がん原性物質を製造し、又は取り扱う事第五百七十七条の二の二 がん原性物質を製造し、又は取り扱う事第五百七十七条の二の二 がん原性物質を製造し、又は取り扱う事第五百七十七条の二の二 がん原性物質を製造し、又は取り扱う事第五百七十七条の二の二 がん原性物質を製造し、又は取り扱う事	改正後
 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略)	(新設) (新設)	改正前

がん原性物質関係記録等報告 ₩

事業場の所在地	事業場の名称	事業の種類
清雪		
)		
	業場の所在地	業場の名称

籴 耳 Ш

事業者職氏名

労働基準監督 景長 聚

- 續 北 1 2 「事業の種類」の欄は日本標準産業分類の中分類により記入すること。この報告書に記載しきれない事項については別紙に記載して添付するこ
- $\overset{\circ}{\sim}$

この省令は、令和八年一年一日から施行する。